

公立大学法人高崎経済大学 一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 課題

課題1：事務職員の管理職（係長級以上）に占める女性の割合を高める

課題2：時間外勤務時間を減らす

課題3：有給休暇の取得率を高める

3. 定量的目標

- ・事務職員の管理職（係長級）の40%以上を女性にする。
- ・事務職員の管理職（係長級）の時間外勤務時間を月平均30%減らす。
- ・年次有給休暇の取得日数を年間付与日数の70%以上にする。

4. 取組内容

取組1：管理職への登用のための条件をつくる。

- ・新規採用職員採用時 女性の採用による管理職登用の母集団の増加
- ・随時 主査や主任に対してOJTによる管理職養成

取組2：管理職（係長級）の時間外勤務時間削減を図る。

- ・随時 管理職（課長級）による業務進捗状況の把握と適切な業務の指揮
- ・随時 事務の合理化
- ・毎年 適切な配置による業務の平準化

取組3：年次有給休暇を取得しやすい職場環境をつくる。

- ・毎年4月 有給休暇通知時に積極的な取得の呼びかけ
- ・毎年4月 複数担当制（チームで取り組む体制）の確認
- ・毎年7月 学生の夏季休暇期間における計画的取得の促進
- ・毎年8月 管理職による有給休暇取得状況の把握と取得予定の計画作成